

西東京市介護職員初任者研修受講料助成のご案内

令和 3 年度

1. 助成対象者

令和 3 年 4 月 1 日以後に開講された介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であって、次の (1) 及び (2) のいずれかの要件を満たす方。

- (1) 西東京市内に住所を有し、西東京市内の介護サービス事業所（※ 1）に介護職員として就業する見込みである方。
- (2) 西東京市内の介護サービス事業所（※ 1）において、介護職員として就業（※ 2）している方（西東京市内に住所を有していなくても対象となります。）

※ 1 介護サービス事業所は、介護保険法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定するサービスを提供する事業所のうち、下記のサービスを提供する事業所を除く事業所に限ります。

訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導
福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導
介護予防福祉用具貸与	介護予防特定福祉用具販売	介護予防支援

※ 2 派遣で就業している方は対象外となります。（介護サービス事業所に直接雇用されている必要があります。）

ただし、助成金の交付の申請に係る介護職員初任者研修課程の受講料について、他に助成を受けていないことが必要です。

2. 助成金額

(1) 助成対象経費

介護職員初任者研修課程の受講料（必須の教材、実習に要した費用等を含む）であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額

(2) 助成金額

本人が負担した受講料の全額（1,000 円未満切り捨て）又は 50,000 円のうち、**いずれか低い額**

3. 申請受付期間

● 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。

4. 申請方法等

【交付申請】

西東京市介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、添付書類を添えて高齢者支援課（田無第二庁舎1階）へ持参または郵送にて提出してください。

※西東京市外にお住まいで、西東京市内の介護サービス事業所に介護職員として就業している方は、事業所記入欄に事業所による勤務証明等が必要になりますので、ご注意ください。

◆ 申請書 西東京市ホームページからダウンロード、または高齢者支援課で配布しています。

◆ 添付書類

- (1) 介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明の写し
- (2) 介護職員初任者研修課程受講料領収書の写し

◆ 注意事項

受講料の領収書原本は、受講修了後も必ず保管しておいてください。

なお、クレジットカードで支払った場合には、クレジットカードの利用明細書を併せてご提出ください。

また、必要に応じてカード名義、支払回数等を確認させていただく場合があります。

【交付請求】

交付申請を受理した後、審査を経て交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書を受け取った方は、西東京市介護職員初任者研修受講料助成金交付請求書の様式を同時に送付しますので、必要事項等を記入、押印のうえ高齢者支援課（田無第二庁舎1階）へ持参または郵送にて提出してください。（請求後、おおむね2週間程度で指定の口座へお振込みします。）

申請先・問合せ先

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 電話番号：042-420-2810
西東京市役所 健康福祉部高齢者支援課 高齢者サービス係（田無第二庁舎）

※窓口受付：月-金 8:30-17:00（土日祝日、年末年始除く）